

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社井上組 (法人番号6012801000155)
業者の住所 : 東京都立川市砂川町8-17-2
- 2 指名停止措置期間 : 令和6年6月19日 から 令和6年7月18日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者社は、令和4年4月21日、東京都立川市内の公共工事における労働災害を、自社敷地内の資材置き場で発生した労働災害であるとの労働者死傷病報告書を提出し、労働基準監督署長に虚偽の報告を行った。この件について、同社及び同社の代表取締役は、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内